

名古屋市告示第101号

地方自治法により専決処分した予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和8年1月23日専決処分をした予算の要領を次のとおり公表します。

令和8年3月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 令和7年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和7年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度名古屋市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640,347千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,641,444,348千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 県 支 出 金		86,800,515	640,347	87,440,862
	3 委 託 金	7,122,956	640,347	7,763,303
歳 入 合 計		1,640,804,001	640,347	1,641,444,348

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総 務 費		59,402,734	333,432	59,736,166
	3 選 挙 費	476,120	333,432	809,552
13 職 員 費		300,385,293	306,915	300,692,208
	2 総 務 職 員 費	18,322,033	306,915	18,628,948
歳 出 合 計		1,640,804,001	640,347	1,641,444,348